

(書式6-1)

遺産分割の話し合いを求める通知書

申入書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に父〇〇〇〇が亡くなつてから50日が経過しました。悲しみはまだ癒えませんが、父が残した遺産について相続人間で遺産分割の協議をしなければなりません。

つきましては、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時から拙宅にて遺産分割の協議を行いたいと思いますのでお集まりください。

なお、遺産分割協議は相続人全員の合意がなければ成立いたしませんので、必ずご参加していただきたくお願いいたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
〇〇〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
〇〇〇〇〇〇 殿

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

△ △ △ △ 殿



A s a h i C h u o



解 説

(遺産分割の話し合いを求める通知書)

遺産分割のためには、相続人間で協議が整う必要がある。なお、相続財産が預貯金や債権だけである場合等は、分割協議が法的には必ずしも必要でない場合もあるが、金融機関等の相手方は分割協議なし相続人間の合意を確認できる書面の提出を要求することが通例である。



Asahi Chuo